

岡山県公報

発行
岡山県
岡山県岡山市山下
二丁目4番6号

目次

院医療を担当する医療機関の指

定.....三五

公 告

○土地改良区の定款変更の認可.....三五

○国土調査の成果の認証.....三五

○基本測量の実施.....三五

○大規模小売店舗の新設に関する届

出の縦覧.....三六

告 示

○岡山県補助金等交付規則の規定に

よる補助金等の名称等の制定の一

部改正.....三三

(具例規集登載)

○保安林の指定施業要件の変更予

定.....三三

○障害者自立支援法に基づく精神通

告 示

●岡山県告示第二百七十号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号(岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定)の一部を次のように改正し、平成二十年度分の補助金から適用する。

平成二十年五月十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

表農林水産部の部門伐等森林整備促進対策事業費補助金の項中

林業機械作業システム整備事業	1にあつては、事業費の四〇パーセント以内の伐促進
林業機械導入基幹作業道整備	2にあつては、事業費の六〇パーセント以内の伐促進
市町村附帯事務費	3にあつては、事業費の五〇パーセント以内の伐促進

を

事務費の五〇パーセント以内

林業機械作業システム整備事業	1、2及び3にあつては、事業費の四〇パーセント以内の伐促進
林業機械導入基幹作業道整備	2にあつては、事業費の六〇パーセント以内の伐促進
用材資源活用施設整備	3にあつては、事業費の五〇パーセント以内
市町村附帯事務費	4にあつては、事務費の五〇パーセント以内

に改める。

●岡山県告示第二百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十年五月十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

- 津山市西田辺字菅沢一、字アセブ原一四〇の二、一一四一の一、一一四一の二、字菅沢北一一四二の一から一一四二の七まで、字尾光平二の一、東田辺字東打伏一六〇三の二、一六〇三の四、一六〇三の七、一六〇三の八、一六〇三の一一から一六〇三の一四まで、字蕨畝一六〇五の二、吉見字大谷一三三三の二、一三九九の二、字ハイズリ一五一九の二、字大ダワー一五二〇の二、字中ノ谷一五五四の二、字神庭一五五七の二、苦田郡鏡野町羽出字ちと谷志ろと七六二の三
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに津山市役所及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●岡山県告示第二百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨の通知があった。

平成二十年五月十三日

岡山県知事 石井正弘

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
加賀郡吉備中央町黒土字連ヶ辻二三八の二、字浅取谷五三二の一、字笹原越し五三三の一、五三三の二、字大平五三四の一、田土字小丸山四一〇三の二、字船岩四一〇四の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●岡山県告示第二百七十三号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十年五月十三日

岡山県知事 石井正弘

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
苫田郡鏡野町奥津川西字湯嶽松尾谷八八一の一、八八一の五から八八一の八まで
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●岡山県告示第二百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十年五月十三日

岡山県知事 石井正弘

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
苫田郡鏡野町奥津川西字湯嶽松尾谷八八一の二から八八一の四まで、字湯嶽八八二の一から八八二の四まで
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●岡山県告示第二百七十五号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十年五月十三日

岡山県知事 石井正弘

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
赤磐市中山字高後山七五一、七五三の一、七五三の三、七五四の二
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び赤磐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●岡山県告示第二百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十年五月十三日

岡山県知事 石井正弘

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

英田郡西粟倉村大字大茅字滝ヶ谷二九六の一、二九六の三から二九六の六まで、二九六の八、二九六の一〇、二九六の一、二九六の一三から二九六の一五まで、二九六の一七、二九六の二一、字天狗谷二九七の一、二九七の三から二九七の六まで、二九七の九、二九七の一〇、二九七の一三、二九七の一四、二九七の一六、字ハチコヤ二九八の一、二九八の三から二九八の三四まで、二九八の三七、二九八の四二、二

●岡山県告示第二百七十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十年五月十三日

岡山県知事 石井正弘

指定年月日

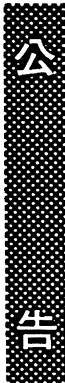
平成二十年五月一日

所在地

倉敷市堀南七九〇―四

名称

くすりのラブ薬局堀南店



(三三) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十年五月十三日

岡山県知事 石井正弘

一 土地改良区の名称

上原井領土地改良区

二 認可年月日

平成二十年四月三十日

一 土地改良区の名称

明治土地改良区

二 認可年月日

平成二十年四月三十日

九八の四三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び西粟倉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(三五) 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十年五月十三日

岡山県知事 石井正弘

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
真庭市	平成十八年四月	真庭市地籍図及び地籍簿	美甘の一部、田口の一部	平成二十年五月一日
倉敷市	平成十八年五月 平成二十年三月	倉敷市地籍図及び地籍簿	東塚五丁目、東塚六丁目の一部	平成二十年五月一日

(三六) 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十年五月十三日

岡山市、津山市、 新見市、瀬戸内 市、浅口市、里庄 町	測量区域	測量の種別	岡山県知事 石井正弘
		基本測量(国土調査及び確定 測量に伴う基準点測量)	
		測量の期間	平成二十年六月十二日から 平成二十一年二月二十七日ま で

(三七七) 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
平成二十年五月十三日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ホームプラザナフコ矢掛店
所在地 小田郡矢掛町本堀字七九 一〇八八一一ほか
 - 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社ナフコ
住所 北九州市小倉北区魚町二丁目六一〇
代表者の氏名 代表取締役 深町 勝義
 - 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社ナフコ
住所 北九州市小倉北区魚町二丁目六一〇
代表者の氏名 代表取締役 深町 勝義
 - 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十年十二月三十一日
 - 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三千八百八十五平方メートル
 - 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の収容台数 百五十二台
駐輪場の収容台数 十八台
 - 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
荷さばき施設の面積 八十六・七〇平方メートル
廃棄物等の保管施設の容量 二十二・一一立方メートル
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前七時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後九時

- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から午後九時三十分まで
 - (4) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所
 - (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前八時から午後八時まで
- 二 届出年月日
平成二十年四月三十日
- 三 縦覧の期間及び場所
1 縦覧の期間
平成二十年五月十三日から平成二十年九月十三日まで
2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び矢掛町総務企画課